

青森県五所川原公共職業安定所地域雇用開発計画

目 次

はじめに

I 雇用開発促進地域の区域

- 1 雇用開発促進地域の区域
- 2 該当要件

II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

- 1 対象区域の雇用動向等

III 地域雇用開発の目標に関する事項

- 1 地域雇用開発の目標

IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

- 1 地域雇用開発の促進のための措置
- 2 地域雇用開発の促進に資する県の取組

V 計画期間に関する事項

青森県五所川原公共職業安定所地域雇用開発計画

はじめに

青森県の雇用情勢は、中期的には改善しているものの全国との間には大きな開きがあるなど依然として厳しい状況にあり、その中で五所川原公共職業安定所地域（2市4町、以下「対象区域」という。）においては、雇用需要の絶対的不足は解消されておらず、雇用開発の促進策を講じていく必要が生じている。

このため、「青森県五所川原公共職業安定所地域雇用開発計画」を策定し、これに沿って地域雇用開発を図るための施策を関係機関と連携・協力しながら推進していくこととする。

I 雇用開発促進地域の区域

1 雇用開発促進地域の区域

(1) 対象区域

① 五所川原公共職業安定所管轄区域

五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町

(2) 対象区域の概況

対象区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町、北津軽郡2町で構成され、面積は1,752.50K㎡で、県全体の18.2%を占めている。

対象区域の令和3年度の一般有効求人倍率は、0.71倍で全国平均1.16倍との格差が大きいなど雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、雇用機会の確保が喫緊の課題となっている。

2 該当要件

(1) 自然的経済的社会的条件からみた一体性の確保

対象区域の地勢は、西部は日本海に面し、東部及び北部は中山山脈が連なり、南部には世界自然遺産白神山地が控えている。

気候は、夏季は内陸型の気候で高温多湿だが、北部では偏東風（ヤマセ）が発生することもある。冬季は豪雪で日本海から強い偏西風の影響を受け、地域によっては雪が舞い上がって吹き荒れる「地吹雪」が発生する。

白神山地に源流を持ち、地域を縦断して日本海に注ぐ岩木川沿いには津軽平野が広がり、稲作を中心とした穀倉地帯を形成しているほか、果樹、野菜の生産も盛んである。

道路では、対象区域をそれぞれ東西、南北に貫いている国道101号及び国道339号、並びに東北縦貫自動車道弘前線と連絡する津軽自動車道が幹線を形成しているほか、その他主要地方道とあわせて対象地域の各地を結んでいる。鉄道は、JR五能線と津軽鉄道が対象区域内の主要地域を結んでおり、生活路線としての役割を果たしている。

このため、対象区域内の移動時間は、五所川原・つがる間が車で約15分、五所川原・鱒ヶ沢間が車で約30分、JRで約50分であり、それぞれ通勤可能範囲となっているなど、対象区域内における各市町相互の連携が容易である。

また、文化・教育・商業など高度な都市機能を有する五所川原市を中心に商圈、通勤圏等が形成されるなど、生活面及び経済活動面での一体性が確保されている。

さらに、対象区域においては、五所川原市が中核都市として、近隣からの労働力の受け皿となっているなど、区域内において労働市場圏を形成しており、自然的経済的社会的条件からみて一体的な地域である。

(2) 一般求職者数及び常用有効求人倍率

- ① 対象区域における最近3年間（令和元年度～令和3年度）の月平均一般有効求職者数の労働力人口に占める割合は3.3%であり、全国と同割合3.0%以上となっている。

(単位：人)

	元年度 月平均	2年度 月平均	3年度 月平均	元～3年度 月平均
一般有効求職者数	2,155	2,317	2,163	2,212
労働力人口に占める割合	3.2%	3.5%	3.3%	3.3%

- ② 対象区域における最近3年間及び最近1年間の月平均常用有効求人倍率は、それぞれ0.72倍及び0.73倍であり、全国平均に基づき定められた雇用開発促進地域の対象要件（それぞれ0.77倍及び0.73倍）を最近3年間では下回り、最近1年間では同水準となっている。

(単位：人、倍)

	元年度	2年度	3年度	元～3年度
常用有効求人数（年度計）	11,468	10,701	10,815	10,995
常用有効求職者数（年度計）	15,031	16,080	14,783	15,298
常用有効求人倍率（月平均）	0.76	0.67	0.73	0.72

II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

1 対象区域の雇用動向等

① 人口

人口は、120,470人（令和2年国勢調査）で、平成27年と比較して11,161人（8.5%）の減少となっている。

② 労働力人口

労働力人口は、61,799人（令和2年国勢調査）で、平成27年と比較して4,640人（7.0%）の減少となっている。

また、年齢別の雇用動向については、令和2年国勢調査における15歳から64歳までの労働力人口が、平成27年国勢調査と比較して6,303人（11.5%）減少し、65歳以上の労働力人口は、1,663人（14.2%）増加している。

(単位：人)

	平成27年国勢調査	2年国勢調査
15歳～64歳	54,738	48,435
65歳以上	11,701	13,364
計	66,439	61,799

③ 就業者数

就業者数は、58,028人（令和2年国勢調査）で、平成27年と比較して4,241人（6.8%）の減少となっている。

④ 就業構造

就業者の産業別割合は、令和2年国勢調査では第1次産業21.6%（平成27年22.9%）、第2次産業19.4%（平成27年20.1%）、第3次産業59.1%（平成27年57.0%）となっている。第1次産

業と第2次産業の割合がそれぞれ1.3ポイント、0.7ポイント減少し、第3次産業の割合が2.1ポイント増加している。

⑤ 一般有効求人倍率の推移

一般有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和3年度は0.71倍となっており、令和元年度の0.80倍を下回っている。また、令和3年度の全国平均1.16倍との間には大きな開きがある。

(単位：人、倍)

	元年度	2年度	3年度
一般有効求人数	20,632	17,664	18,462
一般有効求職者数	25,864	27,798	25,961
一般有効求人倍率	0.80	0.64	0.71

⑥ 離職者の動向

雇用保険被保険者（一般、短時間を含む）の喪失者数及び喪失原因は次のとおりであり、令和3年度と令和元年度を比較すると、喪失者数は、395人、12.4%減少している。

また、喪失原因別では、事業主都合による喪失が115人減少し、その他の喪失が280人減少している。

(単位：人)

	元年度	2年度	3年度
事業主都合	354(11.1%)	328(10.8%)	239(8.6%)
その他	2,829(88.9%)	2,712(89.2%)	2,549(91.4%)
計	3,183	3,040	2,788

Ⅲ 地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の目標

事業主への積極的な情報提供等を行うとともに、創造的な産業活動に対応できる人材の確保・育成等を図り、対象区域内の雇用機会の創出を促進することを目標とする。

具体的には、下記の地域雇用開発を促進するための方策と地域雇用開発助成金の活用により年間40人の雇用の創出を図る。

Ⅳ 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 地域雇用開発の促進のための措置

(1) 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

地域未来投資促進法に基づく基本計画により地域経済牽引事業を推進し、地域の新たな雇用の拡大に資する取組に対して援助を進める。

特に、対象区域に立地する企業等に対し、事業所の設置・整備に伴い地域求職者等を雇用する事業主に対して支給される地域雇用開発助成金の活用を促して、地域の雇用機会の拡大を図り、企業の誘致促進や地場産業の育成につながるよう努める。

(2) 職業能力開発の推進に関する事項

対象区域への企業の進出、地元企業の事業展開に必要とされる人材の育成・確保を図るため、職業能力開発に対するニーズの把握に努めるとともに、企業内での職業能力開発の促進を図る。また、公共職業訓練施設においても、地域の訓練ニーズに即した効果的な訓練の実施や多様な職種に対応した訓練コースの設定など職業能力開発の推進に努める。

(3) 労働力需給の円滑なマッチングに関する事項

対象区域の雇用需要と労働力供給との円滑なマッチングが図られるよう、労働市場の状況、雇用に関する情報の積極的な提供を行う。また、事業主に対し労働力の長期、安定的な雇用が推進されるよう指導・援助を行うとともに、求職者に対しては公共職業安定所等を通じ、職業指導・相談をきめ細やかに行うよう努める。

また、UIJターン希望者の動向の把握に努めるとともに、対象区域内の企業情報の提供等を積極的に進めるなど、労働力需給の円滑なマッチングに努める。

(4) 各種支援措置の周知に関する事項

地域雇用開発を推進するために講じられている地域雇用開発助成金等のほか、県や市町村の条例等に基づく進出企業に対する土地購入資金への助成や固定資産税の免税など各種支援措置について、関係機関の広報、県のホームページ等を活用して広く周知し、積極的な活用の促進に努める。

(5) 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発を効果的に推進するため、県、市町村、青森労働局、労使団体、その他関係機関との確な情報共有を図るとともに、対象区域の実情に即した雇用開発の方向や具体的方策について検討を行うなど、地域雇用開発の効果的な推進に努める。

2 地域雇用開発の促進に資する県の取組

これからの青森県づくりの基本的方向を提案し、各種施策を明らかにした「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を踏まえ、地域における経済活動を牽引する事業の推進のほか、地域再生計画を活用した産業振興の促進や産業人材の育成の取組を通して、地域雇用開発を促進していくものとする。

(1) 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の推進

地域未来投資促進法に基づく青森県地域未来投資促進基本計画（計画期間：計画同意の日～令和4年度末、同意月日：平成30年3月28日）を踏まえ、地域特性を活用した以下の分野での地域経済牽引事業を推進することにより、雇用機会の創出を促進する。

① 青森県の基礎素材型産業や加工組立型産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

基礎素材型産業や加工組立型産業と、本県の食料品製造、情報、エネルギーなどの各分野における既存の産業や新産業との連携を促進し、県内ものづくり企業の基盤強化を図るとともに、地域経済牽引事業として、非鉄金属等の基礎素材型産業や半導体、電子部品・デバイス、業務用機械等の加工組立型産業などの成長ものづくり分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

② 青森県のりんご等豊富な特産品を活用したアグリ関連分野

本県の地域の特色を生かし、食品関連産業の更なる集積を図りながら、県産農林水産物を活用した健康食品等の研究開発や加工技術の開発などを進め、新技術・新産業の創出を支援するとともに、一次製品の素材の良さを生かした高付加価値商品の開発や6次産業化により域外の需要への対応を後押しすることとしている。

地域経済牽引事業として食料品、飲料・飼料等の製造や木材・木製品の製造等及びその関連産業などのアグリ関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

- ③ 青森県の医療機関や産業支援機関の知見を活用したライフ関連分野
- 本県の地域特性や特色ある地域資源、強みを最大限生かしながら、ライフ関連産業の創出と集積による地域経済の成長促進に向けた政策展開を一層強化し、ライフ関連産業を次世代における本県の経済成長を牽引する重要な産業の柱として育成していくとともに、弘前市を促進区域とする基本計画と調整を図りながら、地域経済牽引事業として医療健康福祉関連機器や機能性食品、化粧品の製造・販売関連産業、ヘルスケアサービスの創出に寄与するIT関連産業や農・食、ツーリズム関連産業などライフ関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

- ④ 青森県の豊かな自然環境を活用した環境・エネルギー関連分野
- 本県では、平成27年度に新たな「青森県エネルギー産業振興戦略」を策定し、引き続き、豊富なエネルギーポテンシャルを地域の産業振興につなげるため、地域の中で「人材」と「資金」、「資源」と「エネルギー」が効率的に循環する仕組みづくりに取組み、エネルギー関連産業の集積や新産業の創出を促進しているところである。

地域経済牽引事業として、風力・太陽光を始めとする再生可能エネルギー関連産業やバイオマス資源等を活用する環境関連産業などの環境・エネルギー関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

- ⑤ 青森県の低コストで快適な立地環境を活用した情報・クリエイティブ関連分野

社会の情報インフラを支えるとともに他産業への波及や新産業の創造等を促進する産業として、本県産業全体の競争力強化に寄与するものであることから、第4次産業革命に対応した技術分野等の振興を推進し、地域経済牽引事業として、ソフトウェア開発、情報処理、情報通信、設計・デザイン、コールセンター及びBPOセンターなどの情報・クリエイティブ関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

⑥ 青森県の交通インフラを活用した物流関連分野

「青森県ロジスティクス戦略」（ファーストステージ：平成26年度～平成30年度、セカンドステージ：平成31年度～令和5年度）を策定し、産業力強化や物流拠点化の取組を推進するとともに、平成29年度からは物流を軸とした産業・雇用の創出に向け、県内ものづくり企業と物流事業者との連携による高付加価値ビジネスの実現に向けた取組等を行っているところである。

引き続き、本県の産業を支える物流機能の強化を図る施策を展開し、物流の高度化を進めながら、地域経済牽引事業として、各種輸配送業、倉庫・こん包業、国際輸送業などの物流関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

(2) 地域再生計画を活用した産業振興の促進

地域の資源や強みを知恵と工夫により最大限に活用しながら、個性ある豊かな地域づくりを達成し、地域経済の活性化及び地域雇用の創出に取り組む地域内の再生計画を活用した地域産業の振興や生活・経済基盤の整備を進める。

(3) 産業人材の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人材が培ってきた技術の継承等、産学官一体となった創造的な産業活動に対応できる産業人材の育成やU I J ターンの推進による中核人材の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障害者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

V 計画期間に関する事項

厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。

